

随 意 契 約 理 由 書

工事名 : 大阪港湾局 防災無線設備工事

本工事は、令和2年10月に創設する大阪港湾局において、災害対策本部を構築する上で必要となる防災無線電話およびファックスを整備するものです。

当該設備を整備するにあたっては、大阪府下において防災上連携を図る必要がある国、大阪府庁、咲州庁舎、出先事務所、市町村、警察、消防等に至る関係機関全てをつなぎ、製造者が独自に開発設計した技術等が採用されている防災無線システムのネットワーク機器として新たに接続を行う必要があるため、システム全体の把握及び専門知識など特別な能力が必要です。

以上の事由により、当該システムの設計・製作・施工を実施した日本電気株式会社 関西支社以外に本工事を遂行できるものがないため、同社より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積を徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、日本電気株式会社 関西支社でなければ履行できないものに該当することから、同規則の運用第62条関係第2項第1号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積の徴取を省略するものです。